⑵　（控除）自己収入等			
業務収入	△　48,865,871		
財務収益	△　445,798		
雑益	△　1,901,490	△　51,213,159	
業務費用合計			2,285,683,273
Ⅱ　損益外減価償却相当額			160,841,612
Ⅲ　損益外利息費用相当額			17,546
Ⅳ　引当外賞与見積額			5,458,339
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			817,817,512
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	3,986,750		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	0	3,986,750	
Ⅶ　行政サービス実施コスト			3,273,805,032

㈱　「Ⅳ引当外賞与見積額」及び「Ⅴ引当外退職給付増加見積額」の計上基準については、注記事項［重要な会計方針］３．４．に記載しております。

勘定別の利益の処分に関する書類

（単位：円）

科　　目	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	合　　計
Ⅰ　当期未処分利益	250,079	857	2,513,488	2,764,424
当期総利益	250,079	857	2,513,488	2,764,424
Ⅱ　利益処分額				
積立金	250,079	857	2,513,488	2,764,424

注　記　事　項

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

⑴　管理部門の活動経費である一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源との対応関係が明らかである年間業務契約を行っている費用については、期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

⑵　その他の費用につきましては、費用進行基準（業務のための支出額を限度として収益化する方法）を採用しております。

これは、当機構の業務のうち急変する社会情勢に対応するため主務省より年度途中において要請を受ける研究業務が発生した場合、これを既定の予算の範囲内で支出するため、支出に対応する業務と運営費交付金との対応関係を年度当初に示すことができないこと、また、運営費交付金対象外事業により生じた収益相当額を運営費交付金対象事業に充当するため、業務の実施と運営費交付金との期間的な対応が明確にできないこと等から、業務達成基準及び期間進行基準を採用しなかったものです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～50年
構築物	８～50年
車両・運搬具	６年
工具器具備品	３～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	５年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

将来支給する賞与については、当期以前の事象に起因する合理的な見積額を引当金として貸借対照表に負債計上するとともに、当期の負担に帰すべき額を損益計算書に費用計上することになっておりますが、その財源措置が運営費交付金により明らかにされている場合には、引当金は計上しないこととされています。

当機構における賞与については、運営費交付金から財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

この場合、国民の負担に帰せられるコストを示すため、「引当外賞与見積額」として、行政サービス実施コスト計算書に表示することとされております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における「引当外賞与見積額」は、事業年度末に在職する職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

将来支給する退職給付については、当期以前の事象に起因する合理的な見積額を引当金として貸借対照表に負債計上するとともに、当期の負担に帰すべき額を損益計算書に費用計上することとされておりますが、その財源措置が運営費交付金により明らかにされている場合には、引当金は計上しないこととされています。

当機構における退職一時金及び厚生年金基金への掛金並びに年金基金積立不足額については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

この場合、国民の負担に帰せられるコストを示すため、「引当外退職給付増加見積額」として、行政サービス実施コスト計算書に表示することとされております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における「引当外退職給付増加見積額」は、退職一時金に係る債務については、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合退職金要支給額から前期末の自己都合退職金要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額相当額を控除した金額とし、厚生年金に係る年金債務については、年金債務に係る当期末の退職給付見積額から、前期末の退職給付見積額を控除した金額を計上しております。